

○総務省令第九十六号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

総務大臣 片山 善博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

（法第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項の寄附者名簿の作成及び保存）

第一条の十六 法第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項の寄附者名簿は、法第三十七条の二第

一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するも

のとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しななければならない。

第二条第二項の表(三)中「寄附金税額控除申告書」を「寄附金税額控除申告書(一)」に改め、同表(三)の次に次のように加える。

〔三〕 寄附金税額控除申告書(一) (法第四十五条の二第五項及び第三百十七 条の二第五項の申告書)	第五号の五の三様式
------------------------------------------------------	-----------

第二条の二に次の一項を加える。

- 1 法第四十五条の二第五項及び第三百十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第二項の表の〔三〕の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第三項又は第三百十四条の七第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）
、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を添付しなければならない。

第三条の二の見出し及び同条第一項中「第三十一項」を「第二十六項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第九条の七第十六項」を「第九条の七第十三項」に改め、同項第二号中「第九条の七第十六項」を「第九条の七第六項」に改め、同項第四号及び第五号中「又は第三号」及び「又は第九項各号」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十八項」を「第九条の七第二十三項」に改め、同項第一号中「第九条の七第二十一項」を「第九条の七第十八項」に、「同条第二十項」を「同条第十七項」に改め、同項第四号中「第九条の七第二十一項」を「第九条の七第十八項」に改め、「又は第三号」を削り、「同条第二十三項各号又は第二十四項各号」を「同条第二十項各号」に、「若しくは」を「又は」に、「同条第二十項」を「同条第十七項」に改める。

第七条の七を削り、第七条の六の二を第七条の七とする。

第七条の八（見出しを含む。）中「第三十九条の七第四号」を「第三十九条の六第四号」に改め、同条第一号中「第三十九条の七第一号」を「第三十九条の六第一号」に、「本条」を「この条」に改める。

第十条の二の四の見出し及び同条第一項中「第三十二項」を「第二十七項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第四十八条の十三第十七項」を「第四十八条の十三第十四項」に改め、同項第二号中「第四

十八条の十三第十七項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項第四号及び第五号中「又は第三号」及び「又は第十項各号」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十九項」を「第四十八条の十三第二十四項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第二十二項」を「第四十八条の十三第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第二十二項」を「第四十八条の十三第十九項」に改め、「又は第三号」を削り、「同条第二十四項各号又は第二十五項各号」を「同条第二十一項各号」に、「若しくは」を「又は」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改める。

第十一条第三項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）第二条第一項第二号」に改め、同項第二号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」の下に「（平成十六年経済産業省令第七十四号）」を加える。

第十一条の三の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第七項」を「第三百四十九条の三第八項」に改める。

第十一条の四の見出し、同条第一項及び同条第二項中「第三百四十九条の三第八項」を「第三百四十九条の三第九項」に改め、同条第三項中「第三百四十九条の三第八項」を「第三百四十九条の三第九項」に、「二十トン以下」を「三十トン未満」に改める。

第十一条の九（見出しを含む。）中「第五十二条の十の六」を「第五十二条の十の四」に改める。

第十一条の十（見出しを含む。）中「第五十二条の十の八」を「第五十二条の十の五」に改める。

第十一条の十一（見出しを含む。）中「第五十二条の十の十第二号」を「第五十二条の十の七第二号」に改める。

第十一条の十三（見出しを含む。）中「第五十二条の十の十四第二号」を「第五十二条の十の十第二号」に改める。

第十一条の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十四項」を「第三百四十九条の三第二十九項」に改める。

第十六条の十第二項第四号中「有線ラジオ放送業務」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務」に、「有線放送電

話業務」を「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務」に改める。

第十六条の二十二第一項第三号中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改める。

第二十四条の二十二から第二十四条の二十四までを次のように改める。

（法第七百一条の四十一第二項の助成金）

第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

第二十四条の二十三及び第二十四条の二十四 削除

附則第三条の二の六第一項中「附則第三条の二の十第一項」を「附則第三条の二の九第一項」に改める。

附則第三条の二の七を削る。

附則第三条の二の八の見出し及び同条第一項中「附則第七条第九項」を「附則第七条第五項」に改め、同条第二項中「附則第七条第九項第三号」を「附則第七条第五項第三号」に、「附則第三条の二の十第二項」

を「附則第三条の二の九第二項」に改め、同条を附則第三条の二の七とする。

附則第三条の二の九（見出しを含む。）中「附則第七条第十項」を「附則第七条第六項」に改め、同条を附則第三条の二の八とする。

附則第三条の二の十の見出し及び同条第一項中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第七項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十一項第三号」を「附則第七条第七項第三号」に、「附則第三条の二の八第二項各号」を「附則第三条の二の七第二項各号」に、「附則第三条の二の八第二項第二号」を「附則第三条の二の七第二項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の九とする。

附則第三条の二の十一（見出しを含む。）中「附則第七条第十四項第二号」を「附則第七条第十項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十とする。

附則第三条の二の十二（見出しを含む。）中「附則第七条第十四項第三号」を「附則第七条第十項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十一とする。

附則第三条の二の十三の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十一項」に改め、同条を附則第三

条の二の十二とする。

附則第三条の二の十四から第三条の二の十六までを削る。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七条第二十四項第九号」を「附則第七条第十四項第九号」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十九（見出しを含む。）中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の二十（見出しを含む。）中「附則第七条第二十五項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条を附則第三条の二の十六とし、同条の次に次の三条を加える。

（政令附則第七条第十九項第二号の建築物）

第三条の二の十七 政令附則第七条第十九項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。

二 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

（政令附則第七条第十九項第三号の政府の補助）

第三条の二の十八 政令附則第七条第十九項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

（法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金）

第三条の二の十九 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第一百八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

附則第三条の二の二十一の見出し中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同条中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第九条の三第一項」を「附則第九条の二第一項」に改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第四条の四を次のように改める。

第四条の四 削除

附則第六条中第九項から第十一項までを削り、同条第十二項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項を同条第十三項とし、同条第十七項を同条第十四項とし、同条第十八項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条中第二十一項から第二十五項までを削り、第十七項の次に次の一項を加える。

18 法附則第十五条第五項及び政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第一百八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

附則第六条第二十六項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十八項中「附則第十一条第十五項第四号」を「附則第十一条第十項第四号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十七項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十二項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十五項」に、「放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備」を「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備」に、「含み、関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）又は近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）を放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第三百三

十二号) 第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。以下この号において同じ。) とする放送事業者に係るものを除く」を「含む」に改め、「(関東広域圏又は近畿広域圏を放送対象地域とする放送事業者に係るものを除く。)」を削り、「電源装置を含む。)」の下に「であつて、関東広域圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)の各区域を併せた区域をいう。) 又は近畿広域圏(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。) を放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。) とする基幹放送事業者に係るもの以外のものとする。」を加え、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27 法附則第十五条第十一項に規定するデジタル信号により送信されるテレビジョン放送(以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」という。)を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信されるテレビジョン放送が受信可能であつた地域であつて、地上デジタルテレビジョン放送の電界強度(地上十メートルの高さにおけるものとする。)が、毎メートル一ミリボルトに達しない地域(建築物その他の工作物の影響によるものを除く。)又は他の電波の影響により地上デジタルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とす

る。

附則第六条第三十四項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十一項」に、「前項第二号」を「第二十六項第二号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十五項を削り、同条第三十六項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十七項から第四十項までを削り、同条第四十一項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十六項」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第三十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」とし、同項を同条第三十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十七項を削り、同条第四十八項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第

十七項」に、「輸送対策事業」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五十項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条中第五十二項及び第五十三項を削り、同条第五十四項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項第一号イ中「最高速度が既存車両の最高速度を五キロメートル毎時以上超えている」を「制御方式が一次周波数制御方式の導入により既存車両の制御方式に比べて改良され、かつ電力回生ブレーキを有する」に改め、同号ロ中「加減速度が既存車両の加減速度を超える」と又は当該車両の最高出力が既存車両の最高出力を超える」を「内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有するものの導入により既存車両の内燃機関に比べて改良されている」に改め、同号ハからホまでを削り、同項を同条第四十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

43 法附則第十五条第二十一項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外

のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社

附則第六条第五十七項中「附則第十一条第四十一項第二号」を「附則第十一条第二十九項第二号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第五十八項中「附則第十一条第四十一項第三号」を「附則第十一条第二十九項第三号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十九項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第三十項」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第四十六項とし、同条第六十項を削り、同条第六十一項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第二十

五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第六十二項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第六十三項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条中第六十四項から第六十八項までを削り、同条第六十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第七十項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十項」に、「輸送対策事業」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第五十三項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第七十三項中「法附則第十五条第四十四項」を「政令附則第十一条第四十項」に、「設備で」を「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち」に、「次のいずれかに掲げるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けた」を「次に掲げるもの（第一号、第三号及び第四号に掲げるものは総務大臣が別に定める施設（以下この項において「指定施設」という。）に設置するものに限る。）であ

つて、総務大臣が別に定める地域又は区域に設置する」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 サーバー用の電子計算機（これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）
- 二 加入者系光ファイバケーブル（電気通信事業法第二条第六号に掲げる電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、最終配線盤（指定施設に引き込まれるケーブルが他のケーブルと最終的に分岐して敷設される地点に設置される装置をいう。）と光端末回線装置（指定施設に設置されるものに限る。）との間を接続するものに限る。）
- 三 ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。）
- 四 ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）

附則第六条第七十三項を同条第五十四項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第

十五条第三十四項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条に次の四項を加える。

58 法附則第十五条第三十六項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第二号に規定する表示とする。

59 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- 一 港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾（以下この項において「国際拠点港湾」という。）のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であること。
- 二 国際拠点港湾のうち、当該港湾が連続する二以上の係留施設等（輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係るコンテナ埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次項において同じ。）を有していること。

三 国際拠点港湾のうち、当該港湾の港湾区域（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下この号において同じ。）を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体に指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この号において同じ。）が含まれること。ただし、港湾区域を地先水面とする地域を区域とする指定都市が存在しない道府県にあつては、当該港湾における輸出入に係るコンテナ取扱量が当該道府県に存する港湾のうち最も多い港湾であること。

60 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

61 法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

附則第七条第四項第二号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削り、同条第五項中「高齢者向け優良賃貸住宅の整備と併せて高齢者生活支援施設」を「サービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、

第八項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第七条の二第一項中「、第九項及び第十三項」を削り、同条第二項中「附則第十二条の二第十六項」を「附則第十二条の二第八項」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「附則第十六条の二第六項又は第七項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第十三項」を「附則第十二条の二第七項」に改め、「又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第十五項において準用する同条第四項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）」及び「又は被災償却資産」を削り、同号ロ中「又は被災償却資産」を削り、「附則第十六条の二第六項及び第七項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、「又は償却資産」を削り、同号ハ中「附則第十二条の二第十三項」を「附則第十二条の二第七項」に改め、「又は同条第十五項において準用する同条第四項第二号から第四号までに掲げる者」を削り、「附則第十六条の二第六項又は第七項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、「又は同条第十五項において準用する同条第四項第三号若しくは第四号」を削り、「にあつては戸籍」を「にあつては、戸籍」に改め、「、同条第十五項において準用する同条第四項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削り、同号を同項第二号とする。

第三号様式別表の裏面を次のように改める。

第三号様式別表 挿入

第五号の四様式を次のように改める。

第五号の四様式 挿入

第五号の五の二様式を次のように改める。

第五号の五の二様式 挿入

第五号の五の二様式の次に次の一様式を加える。

第五号の五の三様式 挿入

「3. 17年排ガス75%低減かつ燃費+15%達成 4. ガソリン・LPG車新規登録後13年超
第十六号の九様式中 5. ディーゼル車新規登録後11年超」

「3. ガソリン・LPG車新規登録後13年超 4. ディーゼル車新規登録後11年超
に改め、同様式記載要
を」

領15中「(2.0%・1.0%控除)」を「(1.0%控除)」に改め、「(へ) 低排出ガソルディーゼル乗用車(0.5%控除) ……6」及び「(ト) 低排出ガス中量車基準適合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1.0%控除) ……7」を削る。

第十七号の二様式別表記載要領7(ニ)中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同記載要領8(イ)中「記載する」を「記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書する」に改め、同記載要領11を削り、同記載要領12を同記載要領11とする。

第二十五号様式記載要領、第三十二号様式記載要領及び第三十三号の三様式記載要領中「冷凍」を「冷蔵

」に改める。

第四十四号様式別表三記載心得4中「~~辨~~の~~端~~」を「~~辨~~△~~端~~」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の十五の次に一条を加える改正規定並びに第二条第二項及び第二条の二の改正規定並びに第五号の四様式及び第五号の五の二様式の改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに第十七号の二様式別表、第二十五号様式、第三十二号様式及び第三十三号の三様式の改正規定並びに次条の規定及び附則第五条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「附則第三十五条の三第六項において」の下に「、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において」を加え、「第三百十七条の二第一項から第五項まで」を「第三百十七条の二

第一項から第六項まで」に改め、「第三百十七条の二第五項」の下に「及び第六項」を加える部分に限る。）に限る。） 平成二十四年一月一日

二 第三号様式別表の改正規定 平成二十四年四月一日

三 第十六条の十第二項第四号の改正規定 放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日

四 附則第六条第七十三項の改正規定（同項を同条第五十四項とする部分を除く。） 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

五 附則第六条第五十九項の改正規定（「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第三十項」に改める部分及び同項を同条第四十六項とする部分を除く。） 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

六 附則第三条の二の二十を附則第三条の二の十六とし、同条の次に三条を加える改正規定（附則第三条の二の十七及び第三条の二の十八に係る部分に限る。）及び附則第七条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十

二号)の施行の日

七 第十六条の二十二第一項第三号の改正規定及び附則第六条に四項を加える改正規定(同条第五十八項に係る部分を除く。)

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成

二十三年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)

第三条様式別表、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第十七号の二様式別表は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 新規則第十六号の九様式は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)

以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第四条 施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新規則附則第六条第二十六項の規定の適用については、同項中「第九十一条第二項第二号」とあるのは「第二条の二第二項第二号」と、「基幹放送事業者」とあるのは「放送事業者」とする。

2 施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則附則第六条第五十四項の規定の適用については、同項中「附則第十五条第四十四項」とあるのは、「附則第十五条第三十三項」とする。

3 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則附則第七条第五項の規定は、同号に定める日以後に新築される貸家住宅に対して課すべき平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同号に定める日の前日までに新築された貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第三十五条の三第六項において」の下に「、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において」を加え、「第三百十七條の二第一項から第五項まで」を「第三百十七條の二第一項から第六項まで」に改め、「第三百十七條の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「並びに第三百五十四条の二（これらの規定を第七百三十四条第一項を削り、「第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項」に改め、「及び第七項」を削り、「第三百六十四条第九項」を「第三百六十四条第七項及び第九項」に、「及び第三百八十二条の三（これらの規定を」を「（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、「第三百八十二条の三（」に、「（第六百二十七條及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、「第六百五條、第六百一十一條第一項及び第六百二十五條第一項（これらの規定を」を「、第六百五條及び第六百一十一條第一項（これらの規定を第六百二十七條及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、「第六百二十五條第一項（」に改める。

別表地方税法施行令の項中「第二十五条第一項（第一条において準用する場合を含む。）」を「第二十五条第一項」に、「第十二條の二第十六項」を「第十二條の二第八項」に改める。